

## 第2期 地域福祉計画策定にあたっての考え方

～第1期計画を踏まえた策定ポイント～

### POINT 1

---

#### (第1期計画の反省)

○地域福祉が対象とする領域をあまり明確にしていなかった。

(国においても本市においても、地域コミュニティとの関係整理が曖昧であった)

※お茶の間トークの成果である各地区活動計画の生活課題に、道路・公園整備や環境整備等、あらゆる領域における生活課題が網羅されており、「福祉」としての視点を明確にしなかった。

#### (第2期計画の考え方)

○対象とする領域①：別添資料 地域コミュニティの活動領域とその要素（地域コミュニティに対する市としての考え方も一定進展）

○対象とする領域②：社会福祉法（社会福祉事業：福祉六法）が対象とする領域

※福祉六法（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子および寡婦福祉法）（法定サービスの有無に関わらず、「考え方として含んでいる」という意味）

※したがって、道路整備（側溝蓋）や環境整備（ごみステーション整備）等は地域福祉の対象外

※ただし、既にある計画に対する地域の取り組みは引き続き支援

### POINT 2

---

#### (第1期計画の反省)

○事業の本来目的だけでなく、副次的効果にも着目して体系に含めたため、同一事業が複数の体系に入り込んでしまい、評価にあたっての混乱を生じた。

※例1) 細目：身近な相談相手づくり ⇒ 計画上の取組：デイクラブ（介護予防）

※例2) 計画上の取組：広報紙・HP ⇒ 7つの細目に計上

#### (第2期計画の考え方)

○当該取組によって達成される上位施策を明確にし、何のためにその取り組みを行うのかが容易に理解できる、達成目的別に整理された政策体系とする。

### POINT 3

---

#### (第1期計画の反省)

○「何がどうなること」を目的とするのかについて、イメージが出来上がっていなかった。

※第1期計画の内容は概ね「相談体制を作ります・気軽に集まれる場所を作ります」「地域の情報を共有します」「福祉の意識を高めます」「福祉活動を促進します」など、概ね「手段」を目的として整理がなされている。（「何がどうなる」ために、相談体制を作り、情報を共有し、意識を高めるのか、福祉活動とは何か、が、はっきりとイメージできない）

#### (第2期計画の考え方)

○原則として次のことを地域福祉の目的とする。

「個人の身体・知的機能の低下、これに伴う生活機能の低下及び予防活動に対して支援を行うことで、個人の自立を促すと同時に、当該自立した若しくは自立途上にある個人と、地域社会との接点を見出し、ネットワーク化・組織化することで地域による福祉基盤の強化を図り、地域の構成員（全ての住民）が、構成員自らを孤独や孤立、排除や摩擦から援護できる地域社会を構築すること」